

第二十八回 参議院大蔵委員会會議録第五号

昭和三十三年二月二十日(木曜日)午後一時三十分開会

委員の異動

本日委員伊能繁次郎君辞任につき、その補欠として田中茂穂君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 河野 謙三君
理事 木内 四郎君
西川 甚五郎君
小笠原 三男君
平林 剛君
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君
岡崎 眞一君
木暮武太夫君
左藤 義詮君
塩見 俊二君
田中 茂穂君
土田 国太郎君
増原 恵吉君
宮澤 喜一君
山本 米治君
大矢 正君
栗山 良夫君
野溝 勝君
杉山 昌作君
前田 久吉君

國務大臣

大蔵大臣 一萬田 尚登君

政府委員

大蔵政務次官 白井 勇君

大蔵大臣官 村上孝太郎君
房日本専売公社監理官

事務局側

常任委員 北島 武雄君
会専門員 木村常次郎君

説明員

人事院事務総局事務局長 佐藤 朝生君

本日の會議に付した案件

○租税及び金融等に関する調査の件
(租税行政に関する件)
(財政金融一般問題に関する件)

○たばこ専売法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(河野謙三君) これより委員會を開きます。

委員の異動がありましたので御報告いたします。
伊能繁次郎君が辞任され、その補欠として田中茂穂君が委員に選任されました。

○委員長(河野謙三君) まず、租税及び金融等に関する調査を議題とし、租税行政に関する件について質疑を行います。

なお、この際、前回の委員會におきまして委員長から要求いたしておきました資料の取扱ひに関する政府側の見解について、説明を求めます。

○政府委員(北島武雄君) ただいまの委員長のお話の問題は、所得標準率を委員會に出せるかどうかというお話かと存じます。私も部内でさらに

またいろいろ検討いたしましたのでございしますが、大臣の御意見も、これは委員會にもごかんべん願うべき筋合いのものだ、こう申されておりますので、何とぞ一つ御容赦を願いたいと存じます。

○平林剛君 今、国税庁長官から政府の見解が説明されましたけれども、私としてはこれは納得できない。所得税算定の基準となる効率表、標準率表の委員會に対する提出は、むしろ当然のことであつて、今のようなお答えでは、われわれとしても引き下ろすわけにいきません。特に先回私が指摘したように、効率表や標準率表を中心にしていろいろの秘密行政は、現行税法の建前に反している。自主申告制度と根本的に反するのじゃないだろうか。昨年の議會でも、お知らせ制度を廃止するときに議論をした趣旨でも、こういうことが存在すること自体がむしろおかしいという趣旨は了解されてあるはずだと思ふのであります。一昨日も指摘したように、効率表、標準率表はむしろ公開すべきである、私はそういう見解を持つてゐるわけでありまして、すでに、一般新聞にも公開されているし、民間団体でも印刷をして、多くの税理士や団体もこれを承知してゐるところであります。こういうことでは、これを利用する者となし者との間に、実際の課税に当つてかえつて不公平を来たすことになるし、あなたの説明のように、これは元来一般的基準を示したものでありますから、これを

中心に使う徴税行政というのは、先般説明があつたより反対の私はかえつて不合理な欠陥が生じてくると思うのでありますから、議會の承知しておらないような秘密行政の標本である効率表、標準率表は、やはり議會に提出すべきだ、大臣の意思で、もう少しこれは一つ提出をすることを待ってもらいたいかのごときは理由になりませんから、もっと明確に提出をしない理由について説明をしてもらいたい。

○政府委員(北島武雄君) この問題につきましては、一昨日の本委員會におきまして、私の申し上げたつもりでございしますが、ただいま先生のお話の中に、秘密行政ではないかというお話がございしました。もともと先般も御説明申しましたように、現行の申告納税制度のもとにおきましては、納税者の方が誠実に記帳して、税法に従つて、誠に御申告いただいて納税していただく、これが筋道でございまして、税務署側から原則としてこうだ、ああだといつて実は押しつけるべきものではございしません。昨年までいたしておりましたお知らせ制度を今回廃止いたしましたのも、税務署側があらかじめこうだといつて押しつけるようなことはよろしくないという、いろいろ國會の御議論もございしましたし、私ももちろんとにその通りと存じまして、いわゆる國會の御お知らせ制度、積極的に税務署側が文書をもって、あなたの私どもの調査はこうなつておりますというのではやめ

ることにはいたしましたのであります。この標準率表につきましては、ただいま申しましたように、元来やはり納税者の方が誠実に、ありのままに、従つて、税法通りに申告していただくのが建前である。これを一般に公開いたしますと、自主申告納税の建前は著しくそがれると思ひます。やはり申告納税制度を予想する意味においては、これはやはり一般に公開すべきものではない。ことにこの標準率よりもさらに上回る業者の方々は、はなはだ言葉としては申し上げにくいのであります。この標準率にあわせて記帳を操作することが可能となるわけでありまして、それからまた、この標準率よりも実際低く出ている、これも低く出ても、実際それであればその通りとするのであります。そういう方法をもって、一般的に税務署では無理に標準率を作つて押しつけるのじゃないかという誤解を受けるのであります。税務行政の上におきまして弊害が多いのであります。従ひまして、大蔵省、これは国税庁になつてからではございしません。昔から税務行政においては、所得標準率は公開すべきものではないということが通念になつてゐるのであります。従ひまして、私もこの標準率を各局で作成いたしました、書類を配付いたします場合には、一連番号を付して厳重に取扱ひをいたしているような次第でございします。従ひまして、もしどういふものであるかという格好でございしたら、

それはこういう格好でございますといふことはお知らせするのはいいのでありますが、本年の所得標準率はこうなっておりますといふことを、各局ごとに申し上げることは、御容赦願いたい、こう存じます。

○平林剛君 今、公開すると自主申告制度がくずれるなどというお言葉がありましたけれども、私はあべこべだと思ひます。効率表や標準率表を秘密にしなければならぬという理由は少しも明瞭じゃない。あなたの説明でも、効率表と標準率表は徴税の重要な資料ではあるけれども、一般的な基準を示すもの、ものさしだけでしよう。効率表は特に青色申告者にかかる事前調査の実績に基いてあなたの方で作上げた資料にすぎないのであって、これを中心に、あなたの方では、たとえばそのまゝ納税者が適合するものじゃない。税務署の職員がその効率をそのまま適用するのじゃなくて、経営者の能力であるとか、あるいは地理的条件であるとか、それから得意先の関係等いろいろなことを考慮して、加算減算して、課税の適正をはかるものが内容になっていくのでしよう。そうだとすれば、むしろ国民一般に公開をして、明らかな自主申告制度を育成するという方が本来ではないか。これを秘密にしておいて、そうして伝家の宝刀のごとき形で徴税行政を行つたら、秘密行政とたたかれ、あるいはどうも税務署がそれを振り回して課税の押しつけをするのだという批判を受けるわけです。むしろ公開をして、そうしてあつては税務署の役人が徴税の能力を発揮して、いろいろな要素を加味して、いわゆる権衡をとっていくというのが税務署の

仕事でなくちやならぬでしよう。だからそういう意味では、私はどうもあなた自主申告制度をくずすなどということは、われわれを誤らせることになる。むしろ公開して、あなたの方の技術でもつていろいろな要素をファクターしてやる、これが建前じゃなければならぬと思ひます。この間も説明を私聞ておるといふと、帳簿をつけていない人に対してはひどい誤まりをおかさないような目安にするので、絶対どこかの数字ではないのだから公表しないというところもありましたけれども、これなんか理由にはならぬ。それから今の説明でも、自主申告をやる人が、この効率表や、標準率表があると、まあこの辺でいいのだというふうなことで、かえつて脱税をやるというけれども、税務署の職員は首をうなずいて、地理的条件であるとか、得意先の関係であるとか、あるいはその人の能力等を考へて査定をすることもできるのだし、大体自主申告制度というものは、それらのことをいろいろ知識を持つていながら、自主的に申告をするという建前です。そういう意味からいつて今の説明では私はどうも納得できない。税務署の徴税の方式が今日秘密行政の印象を国民に与えているというの、あるいは押しつけ主義に偏しているというの、この秘密的な、議会にも提出できないような効率表や、標準率表があるから、そういう傾向があるのだ、むしろ公開するのがほんとうだと思ふ。もう一度あなたの見解をお聞きしたい。

○政府委員(北島武雄君) 私の見解は、考え方は何度申しましたが、一昨日からある申し上げておること少しも変わりません。元来申しますと、この間も実は大矢先生に申し上げたのでありますが、営業者の方であります。たとえば粉一本からどれくらいパンが焼ける、あるいはお米一升から少しがどのくらい握れるというふうなことは、ほんとうは一番納税者が御存じです。それからいふまでもなく商工業者の方でございます。これは記載はあるいはつけ落ちその他はございまして、御自分におきましては、昨年どうが、御自分におきましては、昨年どういう売り上げがあつたかということがわからぬと、実は御商売できないのであります。何も税務署にお聞きになることではないのであります。私もほんとうの意味から申しまして、ほんとうに納税者の方々が御自分でもつて誠に記載していただいて、正しく税法に従つて申告して納めていただく、これがほんとうの申告納税制度の建前であります。ただ残念ながら現在におきましては白色の申告者の方々が営業の方々については半分あります。そして実際に帳簿が備わつていない。まあつけ方もむづかしいわけでございますけれども、そういう場合におきまして調査の一つの資料として、一つの目安として、税務官吏が実際に調査した方々の実績を持つていくわけでありまして、そういうことが一つの目安になるわけでありまして、もちろんこれ一つが目安になるわけじゃないでございます。納税者の方々の所得額を推定する場合におきましては、あるいは同業者間の権衡とかあるいはその方の生活状況あるいはまた在庫品のあり高、こういったものをいろいろ検討いたしまして推定するわけでありまして、その場合に一

つの重要な資料としてやるわけでございます。これはやはり税務署内における事務取り扱いの一つの目安でありまして、納税者に一般的に標準率といふものを公開すべき性質のものでないと考えております。

○平林剛君 税務署の中の目安程度のものであるから公開したつて一つも差しつかないじゃないか、こういうことを言うのです。農業所得に対しての標準率表は一般に公開しているじゃないですか。農業所得に対しては米とか、イモとか、サツマイモとか、あるいは地域別のそれぞれの効率を定めてそれを公開して、あなたの方にはむしろそれら農業所得者に対してはスムーズに徴税が税務署のたまをかけるにしろ、その余力を大法人等の審査にむしろ向けるためにこれは公表しているじゃないですか。なぜ今言つた効率表、標準率表だけが公開できないか。しかもこの効率表、標準率表といふものは、私どもの承知しているところでは、大体年間所得七十万以下の人だけに対して適用するものと聞いています。税務署の人が一人で年間三百件もあるいはそれ以上も件数を持つていくから、手が回りきれない。仕方なくて、勢い効率表あるいは標準率表に頼つて、安直にこれを押しつけることになつて、年間七十万以下のいわばあまり大して所得のない人に対しては、大ざっぱにこれを課税していくように、むしろこれは公開して、そうしてそれらの人にこういう要領かなといふことの知識も与えて、自主申告がどんどん伸びるように、あるいは正しい方向にいくように指導すべきで、その余力はむしろ

ろ今までなかなか査定の困難な法人の方に向けるべきが建前じゃないですか。なぜ農業所得に対する効率表だけは公開して、これは公開できないという理由がどこにありますが。

○政府委員(北島武雄君) 田畑の所得標準率表につきましては、これは昔から税務署におきまして作成いたしました。市町村あるいは農業団体の長等にお示しいたしまして御批判を仰いでおります。これは実はほんとうを申しますと、申告納税制度においては問題もございまして、しかし農業に比べましては、その地域によりましてどの程度の収穫があるというところは、これはもうきまつております。それから地域によりましてどの程度の経費がかかるか、これは大体平均的なものでございまして、各人によつて大きな変動はないのでございまして。しかもかつ農業の方々は帳簿といふものはおつけにならん、またそれだけの暇もないのであります。従つてただいまの税務行政上の取り扱いにおきまして、農民の方々は、大体において同じ地域において同じ作柄の場合においては、一定の所得の率になるのが普通でございまして、その田畑の所得標準率によりまして課税をして、むしろ公平な結果が出るわけでございます。今まで田畑の所得標準率については、ただいま申しましたように十分地域を分けまして、一反当りの収穫高を計算し、そしてこれに標準的な経費を計算いたしまして一反当りの所得標準率を出し、これを市町村あるいは農業団体の長等にお示しいたしまして御批判を仰いでいるわけでありまして。ただこれを営業の方一般に広げるといふことにつ

どもはこのような政府部内におきまして取り扱うのでございますので、何とぞ行政上の立場もおくみ取り願ひまして、私どもの立場を了承願ひえるものとして懇願いたしておる次第でございます。

○小笠原二三男君 人事院の方からわ

ざわざ御足労を願つてはなはだ慕縮ですが、人事院の国家公務員法に対する行政解釈をお聞きしたいといふのでおいで願つたわけであります。

今問題になっております事項は、国家公務員法第百条の条項に触れる問題として事案が起つておるわけなんです。それで国家公務員法で、この公務員の義務として職務上知り得た秘密を漏洩してはならぬという規律を確立し、その裏付として刑事罰を課するといふ建前になつておるのから見れば、まあ職場規律とか国の利益とか、そういう秩序とか、いろいろ理由があることで

ごさいましようが、罰則が刑事罰である限りは、秘密ということがはつきりしておらなければならぬ、ぐらぐらしておるようなものではないかぬと思ひます。それでだれがこれこれしじかじかは秘密であるということを含め、またどういふ手続をもつてそれが決定したものが秘密になるのか、単に常識的に、あるいは伝統的に秘密である。結果が

わかつた場合に工合が悪いから秘密になつたのだということが言われないような筋になつていないと困ると思うのです。それで人事院の方としては、各官庁における秘密というよりなものは、どういうふうな手続で決定されたものをこの刑事罰の対象になり得るような秘密と規定しているのかお伺いしたい。

○説明員(佐藤朝生君) お答えいたします。ただいま小笠原委員から秘密を守る義務につきましても尋ねがございましたが、この秘密を守る義務につきましては、ただいまお話を通り刑事上の罰もございまして、また懲戒上の罰と申しますか、国家公務員法違反で懲戒上の罰もございまして、この秘密というものの範囲と申しますか、定義につきましては、もちろんお話を通り慎重にいたすべきものだと思います。ただ秘密に属しましては、秘密というものの定義と申しますか、というものにつきましましては、まあ抽象的に申し上げますと、いろいろの諸般の事情に照らして、一定の時期におきまして一定の社会に対して秘密しておくことが必要と認められる事実ということが申し上げられると思いますが、この何が秘密であるかというのを認定をされますのは、各官庁であります。各官庁において秘密というものを認定されるのがわれわれ人事院といたしましての建前といたしております。各官庁において秘密とされておることが一応秘密であるとは推定されるのが建前であると私どもは考えております。

○小笠原二三男君 各官庁ということでは、それは所轄の長とということですか。

○説明員(佐藤朝生君) さうでございます。その公務員が監督を受けております上司ということでございます。

○小笠原二三男君 そうすると、一般に大蔵省という場合には、内局にある課長あたりのところでも、課長が秘密であるとなれば、その課内においてそれは秘密だ、また漏らした場合は

刑事罰にも値いすると、こういうことになりますか。

○説明員(佐藤朝生君) その問題につきましては、各官庁のあるいは課長あるいは局長あるいは長官等の一定の権限が、法律あるいは政令あるいはいろいろな法令で定まっておりますので、その法令の範囲内ではいろいろさういふふうに秘密をおさめになるのだから、それで合法的な権限であると思ひます。

○小笠原二三男君 たとえば国会で公務員を呼んでその証言を求める。その際に、秘密の事項にわたる証言については、これは所轄の長の許可を受けなければならないと言われれば、証言はしないことができる。しかし国会は、またそれを追及していく場合には、これは内閣にまで及んでくる。内閣声明が十日なら十日以内の限りは証言しなかつちやいかぬというふうなことで規定してある。そういう点からいろいろ考えてみれば、秘密というものは、所轄の長がそれを証言をさせるさな

いをきめるのですから、さうだとすると、課長でも局長でも部長でも秘書は作ることができるというのでなく、やはり所轄の長が秘密であるという

ことを明らかにしたものの以外には、何か内部的な秘密というものはわかるけれども、そういうあいまいな、秘密事項であるというのを、単に口先きで言つた、上司の係長が言つた、課長が言つたからということだけで、その上級機関の長が何とも知らないものが、秘密であつたということ、事が起れば刑事事件になるというふうなことは酷いじゃないですか。どうなんです。だ

れでもその課長でも何でもこれは秘密だということを自分で自由にきめ得る、そして下の者にそれを義務づけるということができない、そういう建前なんでしょうか。

○説明員(佐藤朝生君) もちろん所轄の長の原則として、秘密というものを指定されるのは原則であると思ひますが、法令によりまして、職務権限が委任されていくというふうな場合には、その下の下級の者でもやることがあり得ると私は思ひます。

○小笠原二三男君 それは、法律的に明らかにしてあり、根拠がある場合に限り、という意味なんですか。

○説明員(佐藤朝生君) 法律またはその委任に基づく命令というはつきりした事項がある場合だと思ひます。

○小笠原二三男君 はつきりした事項がある場合……

○説明員(佐藤朝生君) はあ。

○委員(河野三三君) ちょっと速記をとめて下さい。

○委員(河野三三君) 速記を始めて。

○小笠原二三男君 それで、今までの人事院で、この種の問題が起つて、扱つた問題がありますか。

○説明員(佐藤朝生君) この問題は、ちょっと職員課長から御答弁させます。

○小笠原二三男君 職員課長が答弁するよりもいいです。私、個人的に聞いてあらためてあれしします。

○委員(河野三三君) ただいま大蔵大臣が出席されましたので、本件の質疑はあと回しにいたしまして、直ちにたばこ専売法の一部を改正する法律案

を議題として質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

なお、大臣は衆議院の予算の方の關係で一応三十分だけということをお約束してありますので、できるだけその範囲で御質疑が終るようお願いいたします。

○平林剛君 きょう大蔵大臣に特に御出席願つた趣旨については、事務当局の方から大体お聞になつたと思ひますが、念のため私からも若干お話を申し上げます。

先般の委員会政府から、たばこ専売法の一部を改正する法律案について内容説明がありました。しかるところこの内容は、大蔵委員会において昨年来たばこ専売法を改正するための懇談会を設けられた結論と三つの点において相違しておるわけですね。私どもとしては、自由民主党からも三名の議員、社会党からも二名、緑風会、無所属から一名ずつ出されまして、熱心に検討したわけでありまして、懇談会の結論は、さういふ意味では委員会の結論と本質的に変わりがないくらいなものになつておつたわけですね。私どもの方としては、この懇談会においては、学問的に、それこそ法文の表現等についても慎重に検討した結果としての結論を出したわけですね。先般閣議が参りました、たとえ政府の役人といへども、学問的にも法文的にも慎重な検討を加えて意見を述べる自由があるはずだといふ御説明がありました。私はそれはあると思ひますけれども、しかしわれわれも学問的に法理的にいろいろ研究した結論をもつて懇談会を終えておるわけでありまして、だから本来であれば、政府から提出をされる専売法の改

正内容というものは、その懇談会の結論に従つて議院に提出されるのが政黨政治の建前でなければならぬ、こう信じておつたわけでありまして、

そこで、それに反したものでしたら、同僚議員の江田委員から、一体政府は懇談会の結論に対して反した法律案を提出したのは、懇談会、ひいては国会に対して挑戦したのかどうか、あるいはさうでないとするれば、懇談会に参加をした七名の議員に対して、法文的にも学理的にも反省を求めてお

るのかどうかといふ、まあ質問を行なつたわけでありまして。監理官しかおりませんで、監理官の意見があつたことは私らよく承知をしておるのでありますけれども、政府がまさか懇談会の結論に対して反省を求めたりあるいは挑戦したとは思ひませんけれども、最高責任者としての大蔵大臣に念のためその点をお伺いをしよう、こ

ういふわけで、きょうの御出席を願つたわけでありまして。私は繰り返して申し上げますけれども、たばこ専売法改正懇談会の結論というものは、私どもが熱心に討論をした結論であり、われわれ自身としては大体良識をもつて議論をし結論を出したと、さういふふう

に確信をしておるわけでありまして。大臣は先ほど申し上げたように、この懇談会の議員の結論に対して、反省を求めたために提案をしたとは思ひませ

ん。また大臣が専売監理官の意見を重視して、そのまゝ法律案に出してきたんだとも受け取りたくないわけであり

ます。しかし責任者としてあなたは一

体細かいことまで承知をして、さうしてこれを提出されたのか、あるいはまあ大体この辺でよろうというふうな

意味で提出をされたのか、一つ責任者としてのお考え方をこの際聞いて、今後の私どもの態度をきめたいと思うのであります。大臣から一つお答えを願いたい。

○国務大臣(一萬田尚登君) 参議院のこの大蔵委員会の懇談会でいろいろ御議論ございまして、そして御結論を得ましたことは非常にありがたしと存する次第でありまして、私どもとしてはその結論の趣旨を休まして、今度の改正法案の条文を書いたものであります、まあこれは言葉の点であります、ただいまのお話によりまして、非常に条文になるようにお言葉も續つてあることとありますので、そのまゝいけばこれは一番よかったのであるのだと思ひますが、しかしまたこれは私自身立法技術にそれほど詳しいわけではないわけでありまして、立法する人のいろいろの御意見であらう、いろいろに——たとえばこの直ったところは、再生産を確保することを旨として定めるところが、耕作者が適正な対価を得ることができるよう定め、こういふふうになっておるのですが、これは言葉のいろいろな取り方にもよると思ひますが、耕作者が適正な対価を得られれば私は適當ではないか、こういふふうには実は考えておるわけで、それにはむしろ再生産ができなくてはならぬということも当然含まれるであらう、これはいろいろの点……まあ適正な対価というものは範圍が広いので、価格をきめる上においていろいろの条件を考へて——こういふふうな気持から御趣旨を休まして、立法技術者の意見をいれまして、こういふ文案にいたしましたわけでありまして、

それから第二の方は、これは私もよく何しませんが、審議会の議を経なければならぬというのを、審議会の意見を聞かなければならぬ、こういう言葉になると私もなかなか可否をどうというわけに参りません。しかしこれはまあ諮問委員会と聞いておりますので、大ていこういう場合は、これも立法技術者の意見であります、審議会の意見を徴するとか聞くとかいふのが諮問機関としては普通に使われる言葉だといふので、それでよろう、こういふふうには考えたわけであるのであります。大体私はこの委員会の懇談会の御趣旨は十分体した、こういふふう

に考えておるのであります。なお、委員の人の選のこととあります、これは私はやはり審議会を作つて諮問機関として意見を徴するのでありますから、ほんとうに実情がよく反映するよう委員の構成にすることにしております、私は異存が少しあります、せん。まあどういふふうにするのがいいのか、これは一つ私自身も、まだ実はほんとうに打ち明けて言へば、あまりさういふことは言つてはいけません、十分意見を聞かないと、自分ひとりでこういふふうにしたらいと、言いかねるので、十分皆さん方の意見も聞いて実情を反映するよう委員会の構成にしたい、かように私は考えております。

○平林剛君 私は大臣に他の重要な経済問題その他について質疑もあることですから、このことだけであまり時間をとりたくありませんが、大臣から法律案の内容説明などを私は受けるつもりじゃないんです。大蔵大臣としてはやはり委員会に懇談会というものが設けられて与党、野党の議員が熱心に法律的にも学問的にも研究して出した結論だから、それを尊重するようにしてもらいたい。これはあなた法務案の提案責任者でなければ、全部こまかいことまで承知してゐると思ひます。この間も監理官は、これは事務次官と政務次官しかいかなかった、あなた法務案は知らないわけですよ、こまかい点は説明を受けてないんです。政務次官だつて、この監理官の方から提案をされたとき頭をひねつた、こういふ内容を出したら、これはあとで問題になる、自民党からも社会党からも緑風会からも無所属からも議員が出て熱心にいろいろ慎重に出した結論と違ふものを出すのはいやだ、しばらく判を押すのを控えたわけですよ。大臣もこまかいことまで御存じないのは私承知してゐるんです。だから私が大臣に一つ今後の御善処を願ひたいといひは、どうか議院政治の場において、せつかく作つた委員の懇談会の結論は尊重して政府の法律案として提出するような慣例を作つてもらいたい。あなたが政府当局だけの、役人の人だけの意見で尊重する、ちつとも思ひません。思ひませんが、一つさういふ原則だけはやはり議院政治の建前から懇談会の結論というものを尊重してもらいたいといふことを私は強く要望する。それで懇談会の結論と法律案の内容とがかなり食い違つてゐる点も私さうお耳に入れたわけでありまして、今後われわれも委員会の審議を通じていろいろ議論は戦わせますけれども、どうか政府においても、この事情をよく検討されて、今後の出方について一つ善処をしてもらいたい、こういふことをお願いいたすんですが、大臣の一つ御答弁を……

なるという場合もありますけれども、法案の内容に異議がある、しかしながら国会として手をつけるよりは政府がみずから出し直して、よりよい法案として政府責任で出してもらいたい、こ

○国務大臣(一萬田尚登君) 与党、野党御一緒で委員会等でおきめになつた、これはもう尊重……これは特別なまた事がありますれば政府の立場として御相談申し上げなくちゃならぬ、別にさういふことがない限りこれは尊重いたすつもりであります。

○小笠原三男君 それでもう端的にお尋ねします。前からの経緯はただいま同僚委員の話した通りであります。大臣の答弁としては、内容としては意思は尊重されているんだ、適正な対価というのには再生産が確保されなければならぬことなんだ、さういふことあるんだ、あるいはその他の問題でも大体同意なんだ、ただ法律技術上さういふ表現を要するといふものは、さういふふうになつてゐるんだ、さういふふうな御考へさういふから、従つてまたたまたま答弁があつた通りです。従つて予算に關係する法律案は衆議院の先議ですけれども、本委員会の全部とまつてゐるものは他のものも全部の、さういふいさきつがあるから、大臣はそれは御承知でなかつたでしよう。だから大臣に抗議するといふことは、さういふからやることは僕らは差し控へたい氣持ですけれども、さういふいさきつがある中で、この問題が問題となつてゐるのだといふことを大臣はお考へになつたら、今後においてはさういふこと

○国務大臣(一萬田尚登君) 特に反対を固守する考へを持っておりません。○小笠原三男君 では結論的なことを聞いたのです、政治的な扱いとして建前からいふならば、前回政府提案になつておるものが審議未了になつたといふことは、時間切れで審議未了になつても、大臣自身から私は言葉があつて

とが、大臣自身から私は言葉があつて

よからうと思う。よからうと思うので
す。それでなければ、私はこの法案な
どもまだ本院の審査にかかつたばかり
のところですから、不備であるなら撤
回することもできますから、撤回し
て、当委員会がかねて要望しておる通
り字句修正をして再提出してもらいた
い。そういうこととさへ申し上げたいの
だ。しかし今こゝろいふ状態になつて
いる限り、そういう荒立つたことはした
くない。従つて大臣の当委員会に対す
る答弁いかにかわつて、他の法案
審議についてはわれわれは善処した
い、こゝろいふことで大臣にわざわざ
いひを願つてゐるわけなんです。従つ
て当委員会が本法案の修正を試みる
ということについては、同意せられる
ということをおぼしめ大蔵大臣の意思
表明はありましたけれども、この扱い
になつた事態については、もう一度大
臣からも私は御答弁があつてしかるべ
きだらうと思つてゐる。あとはお尋ね
しません。

○國務大臣(一萬田尚登君) 實は率直
に私申し上げますが、この大蔵委員会
の懇談会で、いろいろと御審議ご
さいましたことは承知いたしておりま
すが、しかし委員会としての結論とい
いますか、きまつたものは出ていない
ように、実はいろいろ御議論があつた
が、一致した一つの委員会の意見には
なつていない、こゝろいふうちに実は私
説明を受けておるわけでありまして。従
いまして、まあそれらのいろいろの御議
論をこれらにみ入れて一つ政府の――
むろんこれは政府の提案に間違いあ
りませんけれども、こゝろいふうな案
文において出したわけでありまして。
が、しかし委員会において、与党、野

党を通じて、これはこゝろいふう
にすべきだということに相なりますれ
ば、それについて御反対を申し
上げない、こゝろいふうに私は考へて
おるわけでありまして。これは私が今ま
で知つておることをすべて申し上げた
提案までの状況であります。(小笠原
三男君「そゝろいふことを言へばまた
荒立つ」と述べ)

○平林剛君 今大蔵大臣、懇談会の結
論は最終的になつていないのじやない
かという認識だつたので、その点はや
はりあなたが一方的にお聞きになつて
いたために、今回のような誤まりが出
たわけでありまして。私どもとしては
この委員会において昭和三十三年の十
一月五日、当時の委員長豊田雅孝氏
より中間報告を求められまして、そ
して杉山議員から、今日までのところ
委員の意見の一致したものは次のよう
な諸点でございますといふうちに、意
見の一致した点についてのみ報告が行
われたわけでありまして。だから、たと
えば、再生産を確保しなければならな
いということも法律的にすいぶん難
つてこゝろいふ表現にしようといふこと
に意見が一致したのです。それから議
得なければならぬといふことも、い
ろいろな法律の慣例もあるとかなん
か議論をしたけれども、それで意見の
一致をしてさういふうにしよう。こ
れも意見の一致を見たのです。ただ構
成と委員の割り振りについては若干な
お検討しようといふことはありました
けれども、その他は確実に、法律的の表
現まで意見の一致を見た。そゝろいふ
ことが報告をされて、委員長もこの取扱
いについては追つて相談の上決定をす
るという発言がされ、その後相談をさ

れた結果、これは政府提案の方がよ
うじやないか、政府提案の方が無難
じやなかろうかといふことで、政府提
案になつたのであります。少くとも私
ども意見の一致した点は法律案になる
と、こゝろ見たわけでありまして。この点
の事実誤謬が多少ありますから、もう
十分お答えがありましたから、私はこ
れで……。今後の専売法の審議は軌道
に乗ると思ひますけれども、念のため
に申し上げておきます。

○小笠原三男君 私も、もうあなた
にはあまり言わぬことにさつき言つた
んだけど、懇談会の意見だから、そ
ういふことでまた誤りがあるやうな誤解を受
けるやうな御答弁はならぬ方がい
いと思ふ。やはり懇談会は懇談会のま
まとして、委員会一致の意見なんとい
ふことで強硬に押していかないとこ
ろもまた政治的なうまみなんです。あなた
の方の立場上といふこともあるいは認
めてゐるかもしれない。それはね、太
へ竹をついたやうな答弁をすれば、こ
れ何じやといふことになるのですから
ね。いづれまあやむを得ませんな
といふことでなくて、最初のあなたの平
林委員に対する答弁では、その内容の
点に於いて、釈明をする場合において
は、意見が一致しないといふことでは
ない、一致しておる、ただ表現上この
方がいゝといふやうな立法技術上のこ
とがあつて、こゝろいふやうなことな
んですから、従つて事情はよくわかり
ました。当委員会が何らかの措置に出
た場合には、大臣も黙然とせられて、
一つ法律運用がうまくいくやうに善処
していただきたい。終ります。

○野瀧勝君 大臣が参りましたので
二、三お伺ひいたします。
最近の経済情勢につきまして、大蔵
大臣が先般施政方針の演説の中に大體
示されておりましたので、概略はわ
かつておりますが、なお先日、十三日に
衆議院の大蔵委員会におきまして、
大臣からの御答弁がありまして、大體
わかりました。しかし右委員会のお答
えからみると、今日の経済情勢は必ず
しも一致しておらぬやうであります。
特にこの際御所見を聞きたいのは、金
融引き締め政策が漸次鎮靜してきた、
落ちついてきたと見てゐる。また物資
の生産、輸入などについては、それぞ
れ調整が進められてゐると述べられて
いる。果してそんな状態に今日進みつ
つておりますか。この点をまずお聞きし
たいと思ひます。

○國務大臣(一萬田尚登君) お尋ねで
ございますので、簡単に答へ申し上
げますが、昨年の五月から日本の経済
の急激な伸び、しかもそれが投資に起
因してゐることにありまして、
で、総合的な引き締めの政策をとりま
したことは御存じの通りでありまし
て、その結果、当面國際収支はよくな
りましたが、しかし國際収支がよくな
つたといふことは、むしろ現象形態で
ありまして、さういふやうな現象を作
り出す原動力は、では一体どういふ
うに變化したかといふことが大
事であります。その後の情勢をみます
と、投資も初めは政策的に、たとえば
財政投資について一五%の繰り延べ
をするといふ政策的なやり方をやりま
して、当初押えていたものであります
が、その後の情勢は、漸次この方針が
民間各産業にも浸透するに至りまし

た。従ひまして、内外の物資に対する
需要も減退をいたしてゐる。そこで撤
大した生産については、これを調整を
して、いわゆる操短といふことも行わ
れた。今日はちやうど生産が調整をさ
れた段階、しかもそれがよほど進んで
きました。特に繊維、鉄鋼等を中心と
いたしまして、物の需給関係がおおむ
ね均衡を得てきた。むろんこのやうな
過程におきましては、会社等において
なかなか困難な事情もあるものであり
ます。あるいはまた雇用関係等におい
ても、問題が一時あつたかと思つて
あります。それを經過しますれば、
一つの安定した基盤が現出いたしました
ので、それをもとにして次第に拡大に
向つていくと、かゝるやうに考へて、今
やうな生産調整がよほど進行した、こ
ういふ過程にあるとお考へ下さつてよ
うかと思ひます。

○委員長(河野謙三君) ちょっと野瀧
委員にお断わりいたしますけれども、
きょうは専売法に関する議題になつて
おりますので、もちろんこれから御質
疑を續けていただくことはけっこうで
あります。きょうは特別の扱いで、
一般質問でありますから、あらかじめ
野瀧委員にも御了承願ひたいと思ひま
す。(「了承」と呼ぶ者あり)

○野瀧勝君 ただいまの委員長の発言
は、大體平林理事から聞いて承知して
おりますので、その含みで御質問いた
したいと思ひます。
ただいま大蔵大臣からお話がありま
したが、生産調節の段階に入つてゐる
と言ひますけれども、實際は、無政府
的だと思つてゐる。これは計画経済な
り、あるいは統制方式をとつてゐるな

らば、生産調節というものの可能も承知をするのでありますが、実際は、各業界における動きというものは、競争乱雑の動きを示しておると思ひます。大臣自身におきましては、調節方式の観点に立つて努力されておると思ひますが、実際上はさういふわけな

んです。そこでもっと具体的にお聞きするのですが、生産調節も、国際収支均衡目標の一環にはなるのでございすが、来年度の輸出目標を見ても、差額をきたしはしないかと案ずるものです。三十一億五千万ドル目標として、だからといへば、それまでだが、現実の国際国内の経済事情（生産調整と輸出）との関係、それは今あなたのおっしゃるような生やさしいものではない。その柱となる貿易の計画予想ですか、それなども順調にいくとみておられるのですか。

○国務大臣（一萬田尚登君） 私は大体順調にいく。これにはしかし、やはり国内的需要を規制するという措置が必要である、かように考えております。

○野澤勝君 ただそれだけの御答弁では、これは評論家が言うことと一つも違わないのです。実際政治の面からみると、国内市場には相当ストックが多くなって、実際困っておるわけなんです。本日は時間がないから、別にこまかい数字を申し上げません。先般も大阪の方面に行つて調べて参りましたが、今日輸出計画なりあるいは輸入計画なりいろいろ立てておるようですが、あなたの考へておるようには、生産調節はうまくいっていません。貿易見通しの点から、なかなかあなたの考へておるよ

うなわけにはいかぬとみておるので

す。さらに、これは理屈になりますが、現在でさえもなかなか思うようにいかない情勢の中で、経済企画庁長官とあなたは、五カ年計画の展望すら示されておる。これもしかし計画だから、私は必ずしも悪いとは言いません。しかしこういう経済事情の客観的把握を正確にしない得ず、一般国民にあやまち等を起させるような印象を与えることは遺憾であり、さういふ施策は非常に危なつかしいものと思ひます。もつと具体的に申しますれば、大体あなたの御意見だと、本年度は二千四百億の引き揚げの超過があつた。だから財界なり経済界は非常に危惧と不安にかられた。来年度はとにかく一応一千数百億の資金散布をする。だからこれは、ある程度金融はゆるむだろう、こういうあなたのこの間の御説明が出ておるわけですが、実際において、あなたのいわゆる金融のゆるみというのは、財政投資金をされた巨大産業の部分と一部金融面だけがゆるむのであつて、実際に全体がゆるむと、これは貨幣金融、財政政策からみると、これは貨幣金融のゆるみ欠いておるのです。ですからこの財政金融になると思ひます。で、このような点から、大臣にはこの財政金融のあり方について、あるいは実施にあたり、さういふ誤解を起さぬよう今後どうやっていくとするのか、具体的には、たとえば金融がゆるむとする、そのゆるむの対策は、全産業にこれは行き渡るのか、中小企業にはどんな結果になるのか、さういふことについて、あなた自身はわかつておるわけだと思ひます。で、この際、そ

ういう点についてつぶさに話し願ひたい。さつぱらにいへば、この方面の金融はさうなる、またこの方面は窮乏かも知れぬ、しかし時期を過ぎれば、さういふふうな動きをするものと思ひます。さういふことを、一つあなた自身からお答えを願ひたいと思ひます。

○国務大臣（一萬田尚登君） 私は、金融がゆるむといふことを言う場合には、これは必ず輸出がふえる、貿易において日本の輸出がふえる、この輸出がふえるといふことによつて、日本の金融といふものはゆるんでくる、これが根幹。従つて輸出が増大するといふことが基本になります。大体今の財政投資資金その他の財政関係から民間に資金を還元する、それはゆるむといふよりも、今までどちからかといふと、日本銀行の貸し出しによつてまかなつておつたわけですね。それで財政資金がさういふふうには還元されれば、それは日本銀行の方に返金になつていく。市場が正常化していく。言いかえれば短期資金を供給する役目をもつておる日本銀行から金を借りて、それが長期に渡っておる、さうして一方、財政資金等は長期に運用し得る金ですが、これが財政に引き揚げられるという形ですから、それを市場に還元すれば、その金で長期が肩がわりされて、そしてその金が日本銀行に返つて、日本銀行の金は短期に運用されて、長期に運用された分はそれだけ返金になる。言いかえれば、金融市場が正常化していく。しかしこの金融市場を動かすとは何かといへば、これは輸出を増大する、輸出を増大すればそれで円資金が民間にすつといふ、そして金利も下つていく。ど

うしてもこの輸出を増大するといふことは一番大事なことだと思ひ、さういふことです。

○野澤勝君 大臣の時間もありますから、あと二点だけ聞いておきたいのですが、あなたの言われる通りやはり輸出を考へて、その見通しの上に立つての金融がゆるむという見解ですが、それならば、政府の持つておる輸出計画といふものには非常に欺瞞と矛盾があると思ひます。欺瞞性があるといふことは、国際情勢からみても、アメリカ自身におきまして、なかなか容易でない情勢にあるわけですね。アメリカなどは御承知のごとく最近におきましてはICBMの關係から、あるいはIRBMの關係から、軍需産業の大転換が起つておるわけですね。二月号の「世界」におけるオットー・ネーサンというアメリカの経済学者の説などは十分われわれも検討しなければならぬと思ひます。私も微力ながらオットー・ネーサン博士のアメリカにおける経済分析を読んで、日本人としても考えさせられた。一体、軍需産業がミサイル中心になつてくれば、今までの軍需産業を平和産業に切りかえるといふことも考へなければならぬ。産業の一大転換をやらなければならぬ。さうすると、アメリカ依存の従来の日本の貿易計画といふものは再検討しなければならぬ。一萬田さん、もつと真剣に考へなければならぬと思ひます。さうなつてくると、輸出三十一億五千万ドルの貿易の予想額といふものは容易なものではないと思ひます。そこで中共貿易なり、あるいは東南アジアの貿易なりに全力を上げるかと思ひ、政府はその点に對してはなかなか二の足を踏んでおる。最

近に至つて第四次貿易協定に對する態度を少しはゆるめようといふ動きを示したようではございすが、これはけつこうだと思ひます。もつと積極的になさういふ点をにらみ合せて努力しないと、日本経済の不振はあつて政府の責任であります。さういふ点について一萬田大臣は輸出の振興が予想通りいふならば金融がゆるんでくるという点に關して、果して今の貿易計画なり、国際情勢からみても、さういふ速度に誤まりないといふのか、あるいはもう少しこの点について検討を加えて、さらに輸出の増進といふことに努力しなければならぬといふふうに考へておるかといふ点が一つ。

それから第二の点は、この輸出をするにしろ、今のように入血貿易のやり方はどうかと思ひます。現に肥料貿易などにおきましてはトシ当り五ドルもあるいは十ドル近くも日本の国内価格より安くしておる。さういふやり方をとつておる。これは一つ例でございすが、そのほか電球をみてもほとんど出血貿易なんです。国内価格よりはさつと安い。さういふやうなことをしたその結果といふものは、どこにしろ寄せがいくかといふのは、これは労働者（低賃金）中小メーカーの倒産にいく。金融の行き詰りにいく。かくなつた結果は、日本産業界はどうなるかといふことは当然大臣もおわかりだと思ひます。さういふことが、さういふ点について、今後その貿易が今のやうな事情から日本国内の産業に及ぼす影響、さういふやうな場合に對する対策、考へ方、これを通産省との間にどう検討されておるか、あるいは経済企画庁との間にどういふふうに考へてお

る。

られるか、この二点を聞いておいて私の質問を打ち切りたいと思います。

○國務大臣(一萬田尚登君) ごく簡単に答えて申し上げますが、私もこの輸出の増大という点については、内外の情勢から決して樂觀しておるものではありません。非常な努力が要するということが前提であります。しかし具体的に考えても、日本の輸出がやはりずっと最近まで伸びを続けておるのであります。大抵今の輸出は、実際の輸出で約二億五千万ドル前後に伸びております。今の信用状が二億一、二千万ドル、それから實際為替で見ると毎月二億五千万ドルになります。そうすると年間約三十億ドルになります。そうするとあと一億五千万ドルのことです。私は、こういう点につきましては、私はやはり今後の世界の経済の動きを見ておるのであります。今アメリカのお話、あるいはミサイル時代のいろいろなお話がありましたが、あるいはさきのこのういふ原子力関係で大きな産業革命が起る、これはいろいろ問題があります。これは落ちついて十分な見通しで今後に対処していかなければならぬという事は申すまでもございませうが、さしたることは、今アメリカのとつておる政策は、何としても従来の従来のようなアメリカや西ドイツが政策を持続しておると、これは自由国家は私はいかない。貿易も伸びないだらうというのが私の関心事であつたのであります。ところがその後におけるアメリカの世界政策を見ると、むしろアメリカは、———という事を率直にいうことはどうかと思ひますが、私の見たところでは、インフレ的なアメリカ経済の景気をよくするよう

に、そのことはアメリカの物価をやや高目において、そうして外国からの輸入をふやして、こういふ政策を今アメリカがとりつづける。そうしてアイゼンハワー自体はあれだけの力とあれだけのプレッシャーを持つておる。あの責任ある大統領が、アメリカの景気を一つ十分立て直るようになしうといふことを堂々と宣言をされておる。またきのうでしたか、アメリカが銀行の準備率というものを引き下げました。おそろくこれは数十億ドル信用が膨脹し得る政策をきくうとしました。それから金利は下げつづける。こういふような情勢を見ますと、私はやや今後世界の経済界……—、そして最近海外の援助費をふやすような要請を国会に対して大統領がやつておる。こういふところを見ると、これはわれわれの努力いかんによつては一億、二億のドルの輸出の増加というものはやり得るという確信があります。先ほどいふたような数字の基礎におきまして……—

それからもう一つは、従来貿易は厳格に表示されている以上に物は出ておる、日本の貿易、輸出は、ところがあゝの意味において過当競争が起つて安いのです。売値が。そのために物はたくさん出ておるに、かわらず、ドル貨はそれほど高く上らぬ。もう少し上げるべきものが上らない、こういふような情勢にありました。これは一つにはまあ公取あたりの法規の問題もあるようです。輸出組合等においては輸出ブライズというものをきめてやるというものもありまして、私は、輸出の振興、生産の調整、従つてまた価格というものは自由経済においても業者の手にかかせるのがいい。そういふふう

価格が安定していけば輸出ができて、その上に手取りの外貨もふえる、特に戦後を見ると、世界の物価水準に比べて七割くらい、こんなに安くして出す必要はない。私は世界に比べて九割、まあ一〇%安いという事であれば十分競争し得ると思うのですが、三〇%の安さで出ているという状況もあるものでして、こういふ点をさや寄せてみると、今の数量でドルに換算するとずつと多い。こういふことも十分考えられるので、まあ私は一つ希望を持ち、また努力を重ねて輸出を増大するといふ、これは確信が持てる、かように考へておるわけでありませう。

○野澤勝彦 最後、大蔵大臣が考へておられる方針なり政策なり、一たん発表された以上は自信がないとは言えないでしうけれども、重大な時期になつておると思ふ。国際経済事情が非常に大きく變つてくるんですから、特にあなたの言われるような樂觀論的なものじゃないと思ふ。最近関税の問題でさえまだ話がつかぬじゃないですか。アメリカの関税の引き上げ問題、實際これが毎年々々問題になつておる。日本産業の脅威、不安——あなたが絵にかいたぼたもちのような話をされても、なかなかさう簡単にいかないのですよ。この点について意見の相違だと言へばさうなつちまうから、私はこれ以上言いませんが、一つ真剣に世界の動き、この点を考へて、アメリカの経済市場も縮小されておるし、そうして縮小再生産をやつたり考へておる「アメリカ人は、こちらとしては対アメリカ一辺倒的な考え方ではなくて、幅広く経済活動されぬと、将来日本の産業なども相当の痛手をこうむつてく

ると思ふ。そうした点について静かにあなたに考へて……、さらに今後の経済政策をやる上においても十分この点に考慮を置いていただきたい、こう思ふのです。

○栗山真夫君 関連して。
○委員長(河野謙三君) 時間がだいぶ経過しておりますから……—

○栗山真夫君 ただいまの大蔵大臣の輸出振興政策の中で過当競争があるために、相当数量は出ているんだけれども、ドルの額が望み通りにならないといふことをおつしやいました。この点はこの前の通常国会だつたと思ひますが、私は予算委員会の質問の関連として、大蔵委員会であつたと前尾通商産業大臣と御同席を願つて、相当基本的な私の所信を述べ、あなたなり前尾通商産業大臣の御意見を伺ひました。そして最終的には私の意見に賛成をしていただいたのでありますが、そのときに賛成をしていただいた考へ方と、まるで私違ふような気がするので重ねて一点お尋ねをしておきたいと思ひます。で、問題は過当競争が輸出貿易額に対してよろしくない、公正取引委員会あるいは独禁法の修正といふところへ進んでいくんでしうけれども、少くとも僕が今まで勉強し、あるいは事実で見てきた認識から言へば、輸出の数量が伸びて金額が上らないという最大の原因は、政府の貿易政策に重大な欠陥があるといふことを私は指摘をいたしました。それはなぜかと申しますと、今まで国際物価にさや寄せをするといふ、要するに日本の物価は高いんだという宣伝を政府みずから先頭に立つて今までずつとやつてきたんです。現実には日本の物価の、特に雑貨品、貿易の大宗を占めている雑貨品、織維

等を含めまして雑貨品は高くないんですよ、国際物価と比較いたしました。それを何とやらで日本の業者なり政府が高いいやうか、さういふことをやるからこそ、外国からは評判が悪くなつてしまふし、そしてなおかつたたかたてしまふ。この考へ方というものを改めなければ、日本の輸出はほんとうに伸びないんだという話を私はいたしまして、賛成がされたのです。それは速記録に残つておりますからごらんいただければわかりますが、あなたも賛成されたし、前尾通商産業大臣も賛成された。ところが今のお話を聞いてみますと、そのとき賛成されたことはどつちかいつてしまつて、全然政府の政策には載つていないように私は思ふのですが、この点はいかがですか。

○國務大臣(一萬田尚登君) 私は速記録を見なくてはわかりませんが、日本の物の価格、物価一般といひますが、物価といひますと一般になります。価格はどの商品も国際価格より安いということは考へておりません。おそろく私は一番頭にあるのは、先ほど申し上げました織維製品、そのほかのものにおいては国際物価より高い輸出といふものは十分ある。そして価格一般とすれば、必ずしも私は国際物価より日本の物価が安いとは言えない、かように考へておるのであります。ただ私は特に今過当競争のことを言ひますのは、先ほどから大阪の方の話も出ましたから申したのですが、これは織維製品です。織維が特別に生産過剰にありまして、そしておそろく国際水準に比べて七割くらい、七〇%くらいなところで売りに出ているといふふうな考へております。これはどうしても、あれば新

紡とか新々紡が次々にできるといふ格好で、いかにも生産——これはまさに私は過剰だと思ひます。こういうものにいつてはやはり生産調整が業者自体でできないといかないという考えを私は言つておきます。従来公取でやつておるのですが、公取は自分で損得をするわけでも何でもない、過剰生産ができて初めて何とか言ひます。こういうことですから、これはいかぬからやはり損得をする業者自体が、こういう人こそ海外の情勢をよくにらんで、海外の情勢に応じて生産調整をする、それが行き過ぎた場合、公取が出て、社会公益の上からよくないのではないか、こういうふうにするのがいいと、こういうような修正をすべきだと、そうならば値段もリーズナブルなところでかなり安定するから、輸出した場合も損はない、こういうことを申ししたと思うのですが、私はそのときも今も考え方において何も変わっておりません。あるいは速記録を見ないと、違つておるとすれば……。

○栗山良夫 考えが變つていないと……。

○委員長(河野三三) この次に……どうせ、いろいろ質問は終らないですから。——じゃもう一点だけ。

○栗山良夫 考えが變つていないとおっしゃったのですが、變つていないとはなほ残念だと思ひます。私が申し上げたのは、日本の全輸出物価が国際物価より安いというところは全然申し上げていないのです。プラント物等は少し高いのです。輸出の半ばを占める雑貨品のようなものははるかに安いというのを申し上げておるのです。繊維のように混乱状態に入つてしまふ

と生産調整をやらなければ手はつかぬでしょう、これは私わかります。わかれますが、そういう事態が招来しない前に、繊維というものは国内産業を保護しながら輸出の振興をはかつていかなければならぬ、その方策としてはだいたいおつちやつた繊維とか、写真機、ベニヤ板、陶磁器、玩具その他いろんなものがありましよう。こういうもの押しなべてわれわれの調査したところによると、国際物価より安いから、そういうものまでひっくり返して、まづ、政府の海外宣伝、国内宣伝として日本の商品は国際物価にさや寄せなければならぬといふ、ある意味においてはほかの一つ覚えみたいな宣伝をされると、海外の商人にもつけ込まれるのでよろしくないのではないかと、日本の国際物価をもう少し丁寧に商品別に分析をして、良品で廉価と、良質適正価、こういう宣伝を政府が努める、積極的にこの方針転換をやる必要があるのではないかと、こういうことを私は力説をして賛成をされたのです。それをわかつてもらわなければ。

○國務大臣(一萬田尚登) それは異論はないのです。私の言ひのは、その高いものを下げ、安いものをそんなに安くせぬでもいいような方法、物価全体として国際競争に十分耐え得るものを持つていく、これはそのよきな考えでは異論はありません。すべてのものが安いから物価をそんなに押さえるような政策はどこにも必要がないという意味であつてはこれは違ひと、こう申したのでです。

○委員長(河野三三) 大蔵大臣との約束の時間もだいたい経過しておりますから、大蔵大臣に対する残余の質疑は後日に譲りまして、本日は、これにて散会いたします。
午後三時一分散会
二月十八日本委員会に左の案件を付託された。
一、昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(予備審査のための付託は一月二十九日)
二月十九日本委員会に左の案件を付託された。
一、国民金融公庫法の一部改正等に関する請願(第七二八号)
一、清涼飲料ラムネの物品税撤廃等に関する請願(第七二九号)(第七六三三号)
一、生命保険料控除額引上げに関する請願(第七六四号)

経費に繰入運用することができると改め、現行二項、三項は削除すること、(三)第二十四条の減免規定に關しその範囲を明確化すること、(四)役員を増員するより改正すること等の措置を講ずると共に、同公庫資金を本年度予算の補正により少くとも二百五十億円増資せられたいとの請願。

第七二八号 昭和三十三年二月十一日受理
国民金融公庫法の一部改正等に関する請願
請願者 東京都港区芝南佐久間町一ノ五五全中中小企業振興会内 松沢準人
紹介議員 増原 恵吉君

第七二九号 昭和三十三年二月十一日受理
清涼飲料ラムネの物品税撤廃等に関する請願
請願者 石川県金沢市六斗林二ノ七三石川飲料工業協同組合理事長 中村 与次郎
紹介議員 井村 徳二君

第七六三三号 昭和三十三年二月十三日受理
清涼飲料ラムネの物品税撤廃等に関する請願
請願者 岐阜市真砂町一三ノ一八岐阜県清涼飲料工業協同組合理事長 浅井 信一外三十名
紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第七六四号 昭和三十三年二月十三日受理
生命保険料控除額引上げに関する請願
請願者 東京都中央区日本橋兜町三ノ六全生命保険労働組合連合会内 田中義一
紹介議員 高橋進太郎君

生命保険料の所得控除は、昭和二十六年から順次引き上げられ現在二万二千五百円であるが、これを戦前の措置に比較してみると大正年間優遇措置を除いても、昭和十五年二百円の控除措置がとられていたのであるから、これを物価指数との関連において換算すると七万四千円となり、また所得の点からみても、例えば戦前比較の貸借指数は三・四八・七倍となつており、これとの比較においては六万九千七百四十円となるわけであるから、物価指数と貸借指数の二つの一相当額の七万一千八百七十円までの控除措置を採られることが適當と思われるから、所得税法第十一條の六による、生命保険料控除額の限度一万五千円以下は全額、一万五千円を越えて三万円以下はその半額(最限度二万二千五百円)となつておるのを五万円まで全額控除に引き上げられたいとの請願。

第七六三三号 昭和三十三年二月十三日受理
清涼飲料ラムネの物品税撤廃等に関する請願
請願者 岐阜市真砂町一三ノ一八岐阜県清涼飲料工業協同組合理事長 浅井 信一外三十名
紹介議員 古池 信三君

第七六三三号 昭和三十三年二月十三日受理
清涼飲料ラムネの物品税撤廃等に関する請願
請願者 岐阜市真砂町一三ノ一八岐阜県清涼飲料工業協同組合理事長 浅井 信一外三十名
紹介議員 古池 信三君

昭和三十三年二月二十五日印刷

昭和三十三年二月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局